

苫小牧市こども計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

苫小牧市こども計画策定支援業務

2 目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務ではこどもの意見聴取を行い、国のこども大綱及び北海道のこども計画を勘案した「苫小牧市こども計画」の策定を支援することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（契約締結日は苫小牧市こども計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領のとおり）

4 一体的に策定する計画（事項）

策定済みの第3期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度まで）と、以下の計画及び事項について一体的に策定し、苫小牧市こども計画とする

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画）
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策

5 業務内容

（1）こどもの意見聴取の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるよう取りまとめる。調査票の発送に係る経費は、市の負担とする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象 ・ 配布数	①小学生 本人 1,000 票（回収率 60～70%見込み） ②小学生 保護者 1,000 票（回収率 60～70%見込み） ③中学生 本人 1,000 票（回収率 60～70%見込み） ④中学生 保護者 1,000 票（回収率 60～70%見込み） ⑤苫小牧市内に居住する高校生 1,500 票（回収率 40～50%見込み） ※いずれも1色刷り、20頁程度の調査票を想定
調査手法	①～④は学校を通して配布する。⑤は郵送法で実施する。 ※回収方法は、いずれも郵送法及びインターネットを経由した回答を可とする。

設問設計	<p>受託者は、国の基本指針やこども大綱を基に、現在の苫小牧市の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設計案の提案を行う。</p> <p>①～④は、主としてこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定に関する内容とし、本人票と保護者票の結果を紐づけ可能な形式で実施する。⑤については、主として子ども・若者計画及び少子化に対処するための施策の設定に関する内容とする。</p>
------	---

【業務分担】

市	受託者
①調査実施方針の確定	①調査実施方針の協議・確認
②調査票の内容検討と確定	②調査票の原案の作成と補修正
③配布・回収用封筒準備印刷	③調査票印刷（ID・パス付与すること）
④調査票送付先のサンプリング実施	紙、印刷代は受託者負担
⑤調査票送付封筒宛名ラベル作成・貼付け	④回収した調査票の入力
⑥調査票封入・封緘作業	⑤調査票の自由記述回答部分の整理
⑦調査票配布・回収	⑥調査内容分析・グラフ化
⑧調査票配布・回収の手続（料金後納申請）	⑦調査結果報告作成と補修正
⑨回収した調査票の管理	⑧調査報告書（確定版）の提出・結果報告
⑩調査結果報告書原案の検討	
⑪調査結果報告書の確定	

（２）現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果などを整理し、苫小牧市の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。

（３）報告書の作成

（１）・（２）を反映し、アンケート調査の報告書を作成する。

（４）計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。

（５）こどもの意見調書結果のフィードバック資料作成

アンケート調査により聴取したこどもの意見をどのように計画に反映させることになったのか、住民にフィードバックするための概要資料及びこどもにフィードバックするための概要資料を作成する。

（６）会議の運営・支援

ア 苫小牧市子ども・子育て審議会（４回程度）において、市で主催する会議資料の作成とともに Web により会議に出席し、協議事項に関するアドバイスをを行う。また、審議結果を

その後の作業に反映させるとともに、計画に盛り込むべき具体的な施策提案を行うこと。
具体的な施策提案は庁内検討会議において、活用する。

なお、開催時期と審議内容の予定は以下のとおりだが、変更となる場合がある。

- ・第1回：5月下旬（アンケート調査項目の審議）
- ・第2回：9月中旬（アンケート調査結果の報告）
- ・第3回：11月下旬（アンケート調査やこどもの意見討論会等から検討した施策及び計画素案の審議）
- ・第4回：2月中旬（計画最終案の審議）

イ こどもの意見討論会【仮称】（4回程度）の企画運営について、こども家庭庁が令和6年3月に作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」を参考とするとともに、本市の「未来創造こども会議」など※のこどもに関するリーダー養成事業等を活用することも視野に入れて、効果的な実施手法を検討し、全て受託者主催で開催すること。具体的な事項は以下のとおりとする。

※【参考】「未来創造こども会議」などのこどもに関するリーダー養成事業等

事業名	実施日（令和7年度）	参加者
未来創造こども会議 【リーダー養成事業】	事前研修 第1回 10月4日（土） 第2回 10月25日（土） 第3回 11月8日（土） 第4回 11月29日（土） 本会議 12月13日（土）	児童・生徒12名 小学5年生 1名 中学1～3年生 8名 高校生スタッフ 3名
サマーキャンプ 【リーダー養成事業】	事前研修 8月30日（土） 本研修 9月13日（土）～15日（月）	児童・生徒28名 小学5～6年生 13名 中学1～3年生 12名 高校1年生 3名
ウインターキャンプ 【リーダー養成事業】	事前研修 1月11日（日） 本研修 1月24日（土）～25日（日）	児童・生徒30名 小学5～6年生 15名 中学1～2年生 11名 高校1年生 4名
こども研修事業 ※本研修と事後研修第1回は 東京都及び水戸市で開催	事前研修【苫小牧市実施分】 第1回 6月28日（土） 第2回 7月5日（土） 第3回 7月19日（土） 事後研修【苫小牧市実施分】 第2回 8月5日（火） 第3回 8月9日（土）	児童・生徒42名 小学6年生 6名 中学1～3年生 30名 高校生スタッフ 6名

（ア）会議全般の企画

国のガイドラインや先進自治体の事例等を参考に、参加者の募集方法、会議内容（進行・議題・スケジュール等）等の会議全般の企画を行う。なお、市は決定した参加者の募集方法に合わせて募集手続きや会議場所の提供を行う。

(イ) 会議の運営

企画内容に基づき、会議を運営すること。なお、会議の運営にあたっては、参加者が意見を出しやすいよう工夫を凝らした運営とする。なお、受託者で作成した配布資料やその他必要な用品は市で用意するが、市で所有していない物品が必要な場合は、受託者で用意すること。

(ウ) こどもの意見の取りまとめ・分析

会議で出された意見について、項目ごとに分類する等、取りまとめを行う。

(エ) こどもの意見のフィードバック

会議で出された意見について、こども計画への反映状況や、反映できなかった意見と理由をまとめ、参加者へフィードバックすること。また、その内容については、市のホームページなどを活用し、広く発信するため、わかりやすく簡潔にまとめること。

ウ 庁内検討会議（４回程度）の運営について、市で主催する会議資料を作成し、協議事項に関するアドバイスや計画への反映を行う。なお、開催結果は受託者に共有するため、出席を求めないが、妨げるものではない。

(7) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は、日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議が開催された際は、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6 成果品

- ①アンケート調査報告書（Microsoft Word・Excel）
- ②計画書：A4判縦150頁程度（Microsoft Word）
- ③計画書概要版：A4判横8頁程度（Microsoft Word 又は PowerPoint）
- ④情報提供資料一式（紙媒体、Microsoft Office、Adobe Acrobat 文書(pdf)のいずれか）

7 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。